

8月9日の大雨に係る盛岡市災害対策本部の対応状況について
(第22報：9月10日12時現在)

平成25年9月10日
災害対策本部

1 大雨の概況

8月9日朝から、発達した雨雲が県内に流れ込み、岩手県内ではこれまでに経験したことがないような大雨となったところがあり、盛岡市内でも降り始め(9日0時)から10日6時までの雨量が125ミリの大雨となった。

2 被害の状況

(1) 人的被害

重傷者	3名	折れた木の枝が当たったことによる(1名) 乙部地内の住宅の倒壊による(2名)
軽傷者	3名	乙部地内の住宅の倒壊による(3名)

(2) 停電の状況

繋地区において120戸の停電が発生。復旧済み。

(3) 建物等被害

区分	被害の状況(箇所)
住家等被害	全壊5, 大規模半壊2, 半壊13, 一部損壊0, 床上浸水8, 床下浸水173
商工関係施設被害	半壊3, 土砂流入8, 床上浸水5, 床下浸水1, 浸水6, 雨漏り3, その他2(機械設備等破損)
市有施設等被害	床上浸水0, 床下浸水0, 浸水11, 雨漏り18, その他10
民間福祉施設	床上浸水0, 床下浸水0, 浸水1, 雨漏り1, その他1
道路等被害	冠水50, 法面崩壊等60(これら被害のうち24箇所通行止めを行った。) 洗掘60, 橋梁1
農地被害	法面崩壊等772
家畜被害	豚10頭
上下水道施設被害	農集処理施設冠水3, マンホール溢れ4, マンホール損傷1, 旧簡易水道施設流失1, 旧配水場用地洗掘1, 配水場法面崩落1, その他5
土砂崩れ・土砂流出	53
河川・水路溢水	63
河川施設被害	護岸崩壊73, 土砂堆積8, 施設破損等2
水路施設被害	土砂堆積, 水路破損等42

※市道1箇所, 林道8箇所が現在通行止め

3 市の体制

8月9日 8時45分 大雨・洪水警報の発表に伴い、同時刻災害警戒本部を設置

8月9日 11時50分 被害の拡大が予想されることから災害対策本部に切り替え

4 避難対応

(1) 避難勧告

発表日時	対象地区	対象世帯	対象人員	解除日時
8月9日11時55分	繫湯ノ館, 館市, 塗沢	216	417	8月10日11時00分
8月9日14時30分	仙北一丁目, 二丁目	1,147	2,418	8月9日19時00分
	乙部31地割	52	128	8月9日21時05分

(2) 避難準備情報

発表日時	対象地区	準備情報解除日時
8月9日15時15分	馬場町, 清水町, 南大通三丁目, 鉦屋町, 神子田町, 本宮一丁目・二丁目, 西仙北一丁目・二丁目	8月9日19時00分

(3) 避難所の開設状況

避難所名	最大避難者数 (のべ)	備考
繫小学校	50	8月11日17時閉鎖
つなぎ地区活動センター	22	8月9日16時閉鎖。 自主避難。8月12日に8名を受け入れ, 8月13日午前9時30分閉鎖。
都南東小学校	8	8月10日10時55分閉鎖
仙北小学校	55	8月9日20時45分閉鎖
仙北中学校	5	8月9日19時15分閉鎖
都南公民館	2	自主避難。8月9日17時25分閉鎖
河南公民館	2	自主避難。8月9日17時17分閉鎖
つなぎ老人憩いの家	4	自主避難。8月9日に2名が自主避難し, 同日15時に帰宅したことから, 同時刻に一旦閉鎖となったが, 8月11日繫小学校から4名の自主避難者を受け入れた。8月17日(土)に最後の1名が退所し, 同日17時41分閉鎖。
永井小学校	2	自主避難。8月9日16時45分閉鎖
乙部体育館	7	自主避難。8月9日16時30分閉鎖
猪去振興センター	12	自主避難。8月10日15時閉鎖

(4) 避難所への対応

各避難所へ職員を配置し、運営に当たるとともに、備蓄の食料、毛布及び災害時の協定を結んでいる事業者から食料や水等を調達し提供した。また、上下水道局は繫小学校へペットボトルの水（みずっこ）を供出した。

さらに、避難所に保健師を派遣し、高齢者を中心に避難者の健康状態を把握しながら、健康支援に努めた。

5 応急給水

自家水道が使用不可能となった市民（門地内2件）に対して、上下水道局で応急給水を実施した。

6 消防団の活動

盛岡市消防団全分団が出動し、土のう要請や水のおふれ等に対する水防活動に従事した。
活動件数 27件

7 盛岡市災害ボランティアセンターの開設

大雨で土砂災害などの被害があった繫地区・猪去地区の復旧を進めるため、平成25年8月10日に盛岡市災害ボランティアセンターを設置し、8月11日に市つなぎ地区活動センター内に同つなぎサテライトを開設した。（つなぎサテライトは8月31日に閉鎖）

なお、9月7日～8日にしえあハート村内にボランティアセンターを設置した。

(1) 運営主体 盛岡市社会福祉協議会

(2) 活動日程 平成25年8月11日～31日、9月7日～8日

(3) 活動内容 泥上げ、がれきの撤去など

(4) 活動実績 9月8日まで延べ23日間総勢1,373名のボランティアが参加した。

今後の災害ボランティアセンターの開設予定：9月14日～15日（しえあハート村）

8 防疫作業の実施

被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、8月10日から防疫措置を実施している。床上浸水世帯、床下浸水世帯及び要請のあった世帯及びその周辺世帯に対して、消石灰・消毒液・消毒のチラシを配布するとともに、災害応援ボランティアに対して手指消毒薬の提供を行っている。

	実施件数	消石灰 (kg)	消毒液 (本) 100ml	消毒液 (本) 500ml	手指消毒液 (本)
防疫作業	249件	4,305kg	603本	15本	50本

9 災害により発生した廃棄物の処理

8月11日に繫地区に臨時ゴミ集積所を開設し、チラシなどにより住民に周知した。

また、猪去、湯沢、乙部、大ヶ生地区等の廃棄物排出状況を確認し、必要に応じ収集している。

なお、災害により発生した廃棄物処理については、クリーンセンター及びリサイクルセンター

ともに廃棄物処理手数料が免除となる。

10 小規模災害被害者見舞金の支給

小規模災害被害者見舞金支給要綱（昭和55年助役決裁）に基づき、住家の全壊、半壊及び床上浸水被害者に対して、次のとおり見舞金を支給した。

被害の規模	見舞金額	対象世帯数	支給額
全壊	30,000円	3世帯	90,000円
半壊	15,000円	6世帯	90,000円
床上浸水	10,000円	21世帯	210,000円
計		30世帯	390,000円

※支給額については、平成25年9月4日現在

11 住民説明会の実施

8月9日の大雨・洪水被害に関する住民説明会を以下の地区において開催した。

開催状況

- ・繋地区（繋地区活動センター） 8月26日 11時00分 参加者数 約25名
- ・猪去地区（猪去振興センター） 8月26日 18時30分 参加者数 約70名
- ・湯沢・羽場地区（JAいわて中央盛岡地域営農センター）
8月27日 18時30分 参加者数 約25名
- ・乙部地区（乙部地区公民館） 8月28日 18時30分 参加者数 約30名
- ・上鹿妻地区（上鹿妻公民館） 8月29日 18時30分 参加者数 約55名
- ・猪去地区2回目（猪去振興センター）
9月6日 18時30分 参加者数 約50名
- ・手代森地区（手代森ニュータウン自治公民館）
9月9日 18時30分 参加者数 約25名

※参加者数は、説明者を除く。

12 国・県への要望

激甚災害の指定・適用、財政支援等について、国・県に対し、次のとおり緊急要望を行った。

(1) 岩手県知事に対する緊急要望（8月12日）

当市、雫石町、紫波町、矢巾町の各長の連名により、岩手県知事に対し「平成25年8月9日のかつて経験したことのない大雨災害に関する緊急要望書」を提出した。

(2) 内閣総理大臣、国土交通大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣に対する緊急要望（8月13日）

政府調査団による視察で来県した内閣府亀岡政務官に対し、各大臣への「平成25年8月9日のかつて経験したことのない大雨災害に関する緊急要望書」を提出した。

国では、今回のこれまでに経験したことがないような大雨による被害を「激甚災害（本激）」として指定した（8月20日（火）公布、施行）。

13 今後の対応

(1) 災害復旧事業に係る申請スケジュール

○建設部・都市整備部・上下水道局関係

- ・国庫補助事業スケジュール（国交省）

9月4日 国庫補助対象申請箇所の最終報告

↓

9月末 災害復旧事業計画概要書（査定設計書）の提出締め切り

↓

10月15日 災害査定（最短）

～18日

↓

工事発注

○農林部関係

- ・国庫補助事業スケジュール

9月上旬 国庫補助対象申請箇所の決定

↓

9月下旬 災害復旧事業計画概要書（査定設計書）の提出

～10月上旬

↓

11月上旬～ 災害査定

↓

工事発注

- ・市単独補助事業スケジュール

9月上旬～ 優先順位に従い、順次事業着手

(2) 生活再建支援

- ・全壊・半壊世帯に対する支援

被災者生活再建支援法に準じた支援金の支給を検討中である。

- ・応急仮設住宅への入居対応

全壊となった世帯のうち、居住する住居がなく、自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅の供与を行う。

ただし、光熱水費・共益費等は自己負担となる。

- ・市営青山住宅 2部屋

- ・シェアハウス 2棟

(3) 中小企業者等に対する支援

甚大な被害を受けた、つなぎ地区の旅館・ホテルや飲食店等に対して支援策を検討中である。

(4) 宅地等の堆積土砂等の撤去に係る対応

宅地等に堆積した土砂等の撤去について、被災者自ら対応が困難な場合は、被災者からの要請、あるいは市長が必要と認めたときは、市がその撤去を行う。

(5) 災害関連情報の広報活動

市が被災者に対して支援する内容などを市民に分かりやすく伝えるため、これまで災害関連情報を市のホームページやツイッターを活用してお知らせしてきた。また、広報もりおか9月1日号に関連情報を掲載したほか、10月1日号でも特集記事を掲載する予定としている。甚大

な被害を受けた地域住民へ生活再建支援策等のチラシを9月6日に配布した。